

(午前10時9分開議)

1. 6月25日(第7日目) (午前10時54分散会)

2. 出席議員(16名)

1番 伊 保 清 安	5番 宮 里 敏 行
7番 比 嘉 盛 栄	8番 又 吉 正 弘
9番 棚 原 憲 信	10番 稻 嶺 正 康
11番 安 次 富 盛 信	13番 知 名 朝 司
14番 崎 間 正 尊	15番 仲 村 春 仁
16番 武 新 行 男	17番 佐 喜 真 弘
18番 比 嘉 義 定	20番 伊 佐 徳 次郎
21番 仲 村 盛 光	22番 古 波 蔵 清 次郎

3. 欠席議員(4名)

3番 石 川 真 久	4番 渡 名 喜 庸 仁
12番 大 川 昇	19番 宮 城 盛 昌

4. 議事説明員

市長 崎 間 健一郎	即 没 沢 岨 安 一
総務課長 多和田 真 一	住民課長 知 念 和 夫
厚生課長 伊 佐 友 誠	税務課長 古 波 蔵 信 三
農林課長 崎 間 政 幸	都市課長 兼 村 憲 昌
商工観光課長 棚 原 盛 光	建設課長 高 宮 城 昇
消防長 大 城 仁 幸	
固定資産評価室長 武 新 正 孝	
水道部長 仲 村 春 盛	営業課長 奥 里 将 弘
会計課長 天 久 実	工務課長 金 城 健 栄
教育委員長 知 念 俊 吉	副委員長 仲 本 正 重
委員 仲 村 春 勝	委員 石 川 栄 良

委員 比嘉 寛永 会計係 知花 栄幸
教育長 宮城 伝三郎

5. 議会事務局職員出席者
局長 末吉 健男 議事係長 島 箸 真由
書記 比嘉 定治 書記 仲村 春夫

6. 議事日程(第7号) 1970年6月25日

日程第1 議案第33号 宜野湾区教育委員会職員の
休日及び休暇に関する規則の一部を改正
する規則

日程第2 議案第16号 宜野湾区教育委員会への給与に
関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 議案第30号 宜野湾区教育委員会職員の職
級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する
規程の一部を改正する規程について

議長

第77回 宜野湾市議会定例会(7
日目)の本会議を開きます。(10:09)

議長

あきもとにあくばりしてありますと
この日程表のとおり進めてまいります。

議長

日程の第1、議案第33号、宜野湾区教
育委員会職員の休日及び休暇に関する
規則の一部を改正する規則についてを
議題といたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

教育長

御説明申し上げます。宜野湾区教
育委員会職員の休日及び休暇に関す
る規則について御説明申し上げます。
これは女子職員の分娩について、その
休暇の規則なんです。その言葉の
職員の分娩となつてあるのを職員の
産休になおし、分娩前何週間を
産前、それから分娩後6週間と
あるのを産後8週間言うふうにあ
るため、提案した次第でございます。

ります。よろしくお願い致します。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10:12)

再開いたします。(10:12)

議長

本案につきましては質疑並みに討論を省略したしたいと思いますか。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので質疑並みに討論を省略いたしまして表決に付します。

議長

議案第33号、宜野湾区教育委員会職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を表決に付します。

議長

原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので原案を可決することを決定いたしました。

議長

次は日程の第2、議案第16号、宜野湾区教育委員会の給与に関する規則の一部を改正する規則について、並びに日程の第3、議案第30号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任級、昇級、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程について、両案件につきましては、6月13日の本会議にあきまして継続審議中のものであります。両案件を再び上程いたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:15)
再開いたします。(10:22)

議長

議案第16号、議案第30号、両案に対する質疑を許します。

議長

外に御質疑もありませんので、両案に対する質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、質疑を打ち切り、討論にはいります。

議長

議案第16号、宜野湾区教育委員会の給与に関する規則の一部を改正する規則についての討論を求めます。

20番

議案第16号の討論を行います。
結論から申しまして賛成であります。
本議案は8月22日の本会議において、又今日の本会議において、一部議員が議案をボイコットしております。議員は議案に対しては、是非か、当然その意思表示をするのが議会での責務であり、又議員の常識だと思います。
本議案に対してある一部議員がしかちボイコットすることは、たいてい本宜野湾市議会において大きな汚点ではなからうかと思っております。本議案は少々の委員会のミスもござりますが、しかし、時期的に本定例会は71年度の予算という大きな問題をひかえてありまして、当然、1日も早く議会の

348
意思を決定すべきかと思う所存で
あります。以上、賛成討論を終
ります。

議長

外にございませんので論討論を
打ち切りたいと思っておりますか。ご異議あり
ませんか。

議長

ご異議ありませんので討論を打
ち切りまして表決に付します。

議長

議案第16号、宜野湾区教育委員会の
給与に関する規則の一部を改正す
る規則についてを表決に付します。

議長

原案のとおり可決することに
ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので原案にお
り可決することに決定をいたします。

議長

次は議案第30号の討論を求めます。

11番

さきほど議案第16号の賛成討論を全面的に支持したものでございます。内容は関連する訳であります。委員会に對しまして若干希望を申し上げたいと思ひます。この議案が議会に提案された時点から今日にいたるまで、

いさゝかの面で指摘をうけておられると思ひますし、又、議会がこの問題に對して重要視したと言ふことも十分御認識をしていただかして、そして今度前向きな姿勢であつたためるべきものについてはおさためておさうたいと思ひ、しかしながら、あつゆる制度が変則的な制度の中で、教育行政の難かしさと、あつは委員会運営の難かしさにつきましては、我々審査の過程においても十分理解しております。そういった面も今後、克服する意味において、今後の宜野湾市の教育行政であつゆる角度から基本的な面から和は、その時点で改革しておさうたい。

特に学校教育、社会教育におきましては、色々な面で大きな父兄に對する不安を与えてあります。特に今回の中学生の不祥事件、集団暴行

事件、教師に対する不信感、あるいは地域社会に対する反発、こうしたようなものは、あくまでも教育行政の中で抜根的な対策がなくては、決して解決は出来ません。特によくいわれてゐるところの本土との学力の格差、72年返還に向けて、どのような基本的な問題から今後慎重に研究し、且つまた教育行政の効果を上げるように今後のご努力をお願い申し上げまして、この案件に対して全面的に賛成をいたします。以上。

議長

外にありませんか。またおまして討論を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を打ち切り表決に付します。

議長

議案第30号、宜野湾区教育委員会の職員の職級、初任給、昇級、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程についてを表決に付します。

議長

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので原案のとおり可決することに決定をいたしました。

8番

議長、動議を提出いたします。
会場をみましたところ過半数に近しい議員の方々が欠席並みに退場をしております。残された案件は重要案件であります。このようたタリ欠席退場の中では、慎重な審議が出来ないと思っておりますので本日の日程をここで打ち切めることを動議といたします。

(賛成の声あり)

議長

只今、所定の賛成をもちまして日程打ち切りの動議がありましたか成立しております。

議長

直ちに本動議を議題といたします。

議長

本日の日程を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしと答ふ)

議長

ご異議ありませんので、本日の日程はこれで打ち切ります。

議長

たいへん御苦勞さんでありました。明日は午前10時より再び本会議を開きます。(10・5日)

閉議。